

滞納処分の強化を行っています

和水町では、平成22年10月から玉名郡4町で税務職員の派遣協定を締結し、徴税滞納者に対する搜索・差し押さえを強化しています。差し押さえ物件は公売会を通じて金銭に換価し、滞納税に充てています。

2月5日(日)南関町役場で南関町と和水町合同で公売会を開催しました。両町において税金の滞納者から差し押さえた動産(130品)を入札方式で公売を行いました。皆さんのおかげで、公売品は130品中129品が売却することができました。

和水町では、今後も税の公平性を保つため、差し押さえなどの徴収事務を強化し、公売会の開催などを通じて税收確保に努めていきますので、納期限内の納付をよろしくお願いします。



2月5日(日)公売会の展示会場の様子

問い合わせ先 本庁 税務住民課 収税係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務収納係 ☎0968・34・3111 (内線711)

軽自動車税 ～4月1日の所有者に納税義務～

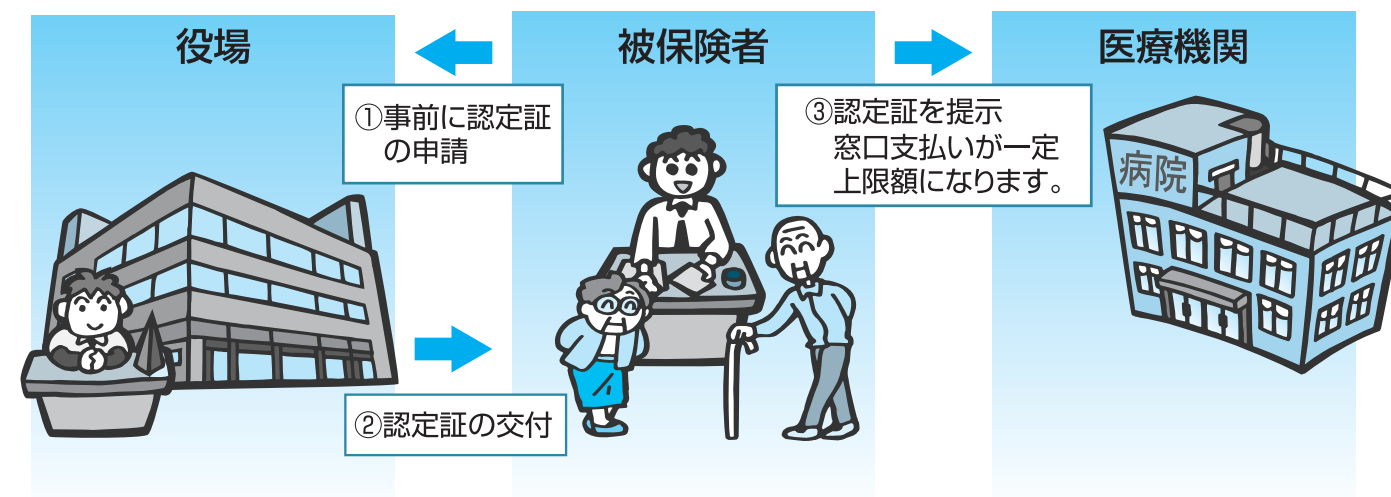
軽自動車などの廃車を予定している人は、3月30日(金)までに、手続きをお願いします。

毎年4月1日現在で、和水町に軽自動車などをお持ちの人に税金を納めていただくこととなります。年度途中(**4月2日以降**)に名義変更や廃車などをされても、4月1日の所有者に税金を納めていただくこととなります。

車 種	問い合わせ先
原動機付自転車(排気量125cc以下) 小型特殊自動車(農耕用など) *和水町ナンバーの車両	役場 本庁 税務住民課 ☎0968・86・5723 総合支所 住民課 ☎0968・34・3111(内線711)
軽二輪の軽自動車(排気量126～250cc) 軽三輪の軽自動車 軽四輪貨物車、軽四輪乗用車 *熊本県ナンバーの車両	〒862-0902 熊本市東本町16-3 熊本県軽自動車協会 ☎096・369・7920
二輪の小型自動車(排気量250cc超) *熊本県ナンバーの車両	〒862-0901 熊本市東町4-14-35 九州運輸局熊本運輸支局 ☎050・5540・2086

国民健康保険・後期高齢者医療に加入する皆さんへ

**「認定証」などを提示すれば、
窓口での支払いが一定の金額に
なります** 平成24年**4月1日**から



これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いしていただきましたが、平成24年4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなりました。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
70歳未満 70歳以上の非課税世帯の人	役場窓口で認定証の交付申請を してください。	「保険証」と「認定証」を提示し てください
70歳以上の非課税世帯でない人	必要ありません	「保険証」を提示してください。

「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。
(高額医療費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日ご加入の健康保険から支給されます)

※現在「限度額適用認定証」をお持ちの人は改めて申請する必要はありません。

※窓口支払いの上限額(月あたり)は、所得に応じて異なります。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968・34・3111 (内線752)